

「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について(報告書)」のポイント

(令和2年2月18日 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ)

参考資料3-3

背景

- 平成30年度に実施した全ての教職課程を設置する大学の再課程認定の審査等を踏まえ、**複数の学科等間の授業科目の共通開設の拡大について検討を行うことが適当。**

「教職課程の基準に関する検討事項について」(平成30年12月中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会課程認定委員会)

これまでの教職課程認定の審査等を踏まえ、本委員会としては、教職課程の水準の維持・向上及びその効果的・効率的な実施等を図る観点から、教職課程の基準に関し、特に以下の点を中心に検討を行うことが適当と考える。

1. 複数の学科等間の複数の教職課程における授業科目の共通開設の拡大について

- 単独の大学では教員養成・研修機能の維持が困難になってきている免許状もあることから、**教職課程の設置に関し大学間の連携・協力を促進する仕組みを検討すべき。**

「免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議 報告書」(平成30年9月)

教科によっては、当該教科の教職課程の認定を受けた大学が存在しなくなっている県もあり、このような場合には、現職の教員の研修にも影響することが懸念される。特に国立教員養成大学・学部については、「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて」(平成29年8月29日国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書)を踏まえ、近隣の大学との連携・協力などにより採用数の少ない教科についても養成・研修機能の強化、効率化を進めることが求められる。こうした取組を促すため、文部科学省においては、教職課程の設置に関し大学間の連携・協力を促進する仕組みを検討すべきである。

- 課程認定を受けた後の**教職課程の質保証・向上のためのシステムの整備が必要。**

「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」(平成27年12月中央教育審議会答申)

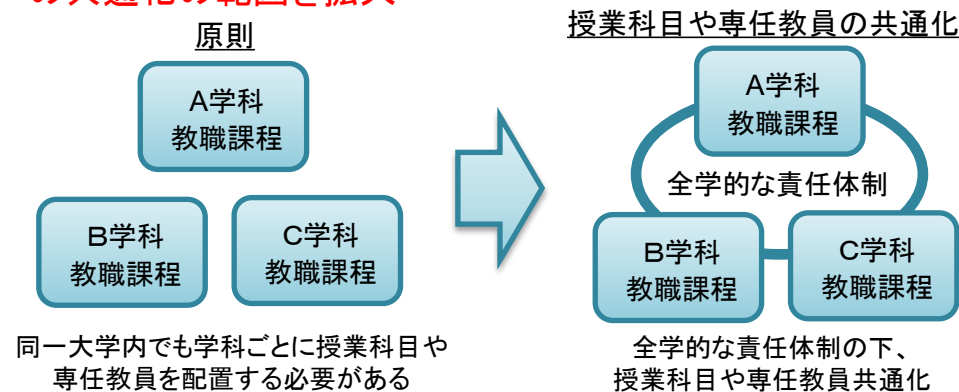
- ◆ 全学的に教職課程を統括する組織の設置について努力義務化する。
- ◆ 教職課程における自己点検・評価の実施を制度化する。
- ◆ 教職課程の第三者評価を支援・促進するための方策について検討する。
- ◆ 国、教育委員会、大学等は、教職課程の科目を担当する大学教員について、学校現場体験等の実践的内容や新たな教育課題に対応したFDなどを実施する。

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の下に、「教職課程の基準に関するワーキンググループ」を設置。(令和元年5月7日～令和2年2月7日まで全8回開催)

見直しの方向性

「複数の学科等において教職課程を共同で実施する体制」

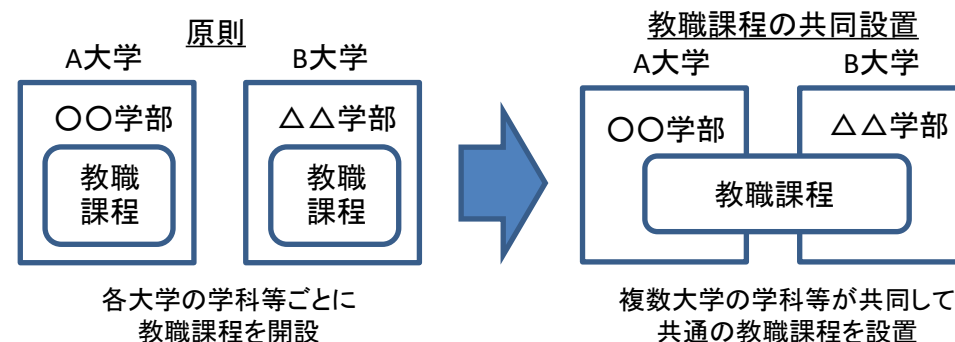
- 教職課程によりふさわしい科目や必要な業績を有する専任教員を全学的に活用できるようにするため、**科目や専任教員の共通化の範囲を拡大**



「複数の大学において教職課程を共同で実施する体制」

- 大学等連携推進法人(仮称)※を構成する大学間又は一つの法人が設置する複数の大学間において、**授業科目や専任教員を合わせることで、共同の教職課程を設置することを可能にする**

※大学等連携推進法人(仮称)については、大学分科会で検討中



「教職課程の質の保証及び向上に関する仕組み」

- **全学的に教職課程を実施する組織体制の整備を義務化**
- 教職課程に関する**自己点検・評価の実施を義務化**
- **大学間で教職課程を共同で設置する場合に、課程認定委員会による実地視察を定期的実施**

期待される効果

- 複数の学科等や複数の大学間で得意な科目を合わせることで、**教職課程の内容を充実**
- 小学校と中学校など、異なる教職課程の間で科目を共通にできる部分を拡大し、**複数種類の免許状取得の際にも学生が履修しやすいカリキュラムを編成**
- 教員採用数の少ない種類の免許状についても**複数の大学の連携・協力により、地域の教員養成・研修機能を確保**
- 全学的に**教職課程の改善・向上を図る体制を構築**

今後の予定

今後の予定	令和2年度	教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準(教員養成部会決定)の改正		
		複数の学科等において教職課程を共同で実施する体制	複数の大学において教職課程を共同で実施する体制	教職課程の質の保証及び向上に関する仕組み
		・変更届の提出(大学)	・課程認定申請書の提出(大学)	・ガイドライン作成(文部科学省)
	令和3年度	・変更後の教職課程の開始(大学)	・審査 → 認定(文部科学省)	・新たな仕組みによる取組開始(大学)
	令和4年度		・共同で設置した教職課程の開始(大学)	